

■2025年度S日程 卒業見込者特別入学試験・一般入学試験
法律科目試験「民法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

(1) は、「買主の受領遅滞による危険の移転」が問題となっている。これについては、例えば、中田裕康・契約法 323 頁以下が詳しい。

買主Cが有する、「甲倉庫に搬入した人形1千体」の引渡しを目的とする債権は、「(制限)種類債権」であり、「債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了」(401条2項)すれば、「売買の目的として特定」(567条1項)する。そして、債権者が債務者の住所で目的物を取り立てて履行を受ける「取立債務」の場合、一般には、債務者が目的物を分離し、引渡しの準備を整えて、これを債権者に通知することによって特定すると考えられている。これによると、本問では、取立債務の債務者である売主Aが買主Cの指定した日時までに「甲倉庫から人形1千体を取り出し乙箱に詰めて、これをCに引き渡せるように甲倉庫の側に置いた」ことにより、乙箱に詰められた人形1千体が売買の目的物になる。

ところが、買主Cは、自らが指定した日時に、弁済の場所である甲倉庫に赴かなかったため、債務の履行を受けることができない。このような場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなされる(413条の2第2項)。「乙箱も津波で流された」という「当事者双方の責めに帰することができない事由によって」その債務である「乙箱に詰められた人形1千体の引渡し」の履行が不能となったのであるから、「債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったとき」(536条2項)であり、「買主は、代金の支払を拒むことができない」(567条2項が準用する同1項)。

(2) は、「指図による占有移転と即時取得」が問題となっている。これについては、例えば、佐久間毅・民法の基礎2 物権 151 頁以下が詳しい。

即時取得(192条)により所有権を取得するためには、「取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた」ことが必要である。本問の場合、Eは184条により甲倉庫内にある人形2千体について占有権を取得しているが、これが192条の「占有を始めた」に当たるかどうかである。

この場合、占有取得者Eの占有は観念的なものにすぎず、占有取得者Eが自ら現に占有しているわけではない。真正権利者Aが物を実際に取り戻すこともありうる(し、本問の場合、現に取り戻している)ことから、占有取得者Eに権利取得を認め、真正権利者Aに権利を失わせてよいかが問題となる。

判例は、一方で、指図による占有移転による占有取得は、192 条の占有取得の要件を充たしうる（最判昭和 57・9・7 民集 36 卷 8 号 1527 頁）としつつ、他方で、指図による占有移転を受けた者のために即時取得は成立しない（大判昭和 8・2・13 新聞 3520 号 11 頁、大判昭和 9・11・20 民集 13 卷 2302 頁）とする。

ある学説は、「原権利者が物の占有をゆだねたのではない者に現実の占有がある」場合には、即時取得の成立を認め、そうでない場合は、成立を認めないとする事で、判例を整合的に理解する。これによると、本問の場合、原権利者 A が物の占有をゆだねた者 B に現実の占有があるので、即時取得の成立は認められず、E は A に対して、引渡しを請求できないことになる。

別の学説は、「譲渡契約の当事者以外の第三者の占有を通して譲渡が公示されている」場合に即時取得の成立を認めることで、判例を整合的に理解する。本問の場合、譲渡契約の当事者である D と E 以外の第三者である B の占有を通して譲渡が公示されており、B は譲渡に利害関係を通常有しないため、公示の信頼性が比較的高く、E の物支配が比較的高度に確立されたといってよいから、E の所有権取得が認められる。ただ、この学説によるとしても、現時点で A が占有する人形 2 千体が、B が E のために占有していた人形 2 千体と一致しない限り、「人形 2 千体の引渡し」は請求できない。本問では、一致するかどうか不明であり、請求できるとするためには、「どのような事実があれば一致すると評価できるか」を明らかにする必要がある。

以 上